

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 5 月 19 日

月 曜 日

第 3764 号

目 次

規 則

○富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則 1

公 告

○平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 6

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 7

規 則

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 5 月 19 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第44号

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 9 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第25条」を「第 8 条」に改める。

第11条中「第24条第 5 項」を「第 7 条第 5 項」に改める。

第13条中「第27条第 4 項」を「第10条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項」に改める。

第14条第 1 項中「第14条第 2 項第 2 号」を「第 8 条第 2 項第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第14条第 2 項第 3 号」を「第 8 条第 2 項第 3 号」に改める。

第16条第 1 項中「第30条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 24 条から法第27条まで」を「第 7 条から第10条まで」に改める。

第17条中「第44条」を「第29条」に改める。

別表第 1 収容施設の供与の項を次のように改める。

<p>避難所及び応急仮設住宅の供与</p>	<p>1 避難所</p> <p>(1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>(2) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり310円（10月から3月までの期間については、別に定める額を加算した額）の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>
	<p>2 応急仮設住宅</p> <p>(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に供与する。</p> <p>(2) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,530,000円以内とする。</p> <p>(3) 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)にかかわらず、別に定めるところによる。</p> <p>(4) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。</p> <p>(6) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p>	<p>完成の日から2年以内</p>

別表第 1 中

「炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	1 炊出しその他による食品の給与 (1) 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。 (2) 被災者が直ちに食することができる現物による。 (3) 支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,010 円以内とする。	を
-------------------------	--	---

「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	1 炊き出しその他による食品の給与 (1) 避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。 (2) 被災者が直ちに食することができる現物による。 (3) 支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,040 円以内とする。	に改め、
--------------------------	--	------

同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の 1 中「たい積等」を「堆積等」に、「日用品等」を「生活必需品」に改め、同項の 3 の(1)中「17,200 円」を「17,800 円」に、「22,200 円」を「22,900 円」に、「32,700 円」を「33,700 円」に、「39,200 円」を「40,400 円」に、「49,700 円」を「51,200 円」に、「7,300 円」を「7,500 円」に、「28,500 円」を「29,400 円」に、「36,900 円」を「38,100 円」に、「51,400 円」を「53,100 円」に、「60,200 円」を「62,100 円」に、「75,700 円」を「78,100 円」に、「10,400 円」を「10,700 円」に改め、同項の 3 の(2)中「5,600 円」を「5,800 円」に、「7,600 円」を「7,800 円」に、「11,400 円」を「11,700 円」に、「13,800 円」を「14,200 円」に、「17,400 円」を「18,000 円」に、「2,400 円」を「2,500 円」に、「9,100 円」を「9,400 円」に、「12,000 円」を「12,300 円」に、「16,800 円」を「17,400 円」に、「19,900 円」を「20,600 円」に、「25,300 円」

を「26,100 円」に、「3,300 円」を「3,400 円」に改め、同表中

「災害にかかった者の救出」

を

「被災者の救出」

に、

「災害にかかった住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり 520,000円以内とする。
-----------------	---

を

「被災した住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり 547,000円以内とする。
--------------	---

に改め、

同表埋葬の項の 3 中「 201,000円」を「 206,000円」に、「 160,800円」を「 164,800円」に改め、同表死体の処理の項の 4 の(1)中「 3,300円」を「 3,400円」に改め、同項の 4 の(2)中「 5,000円」を「 5,200円」に改め、同表救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の項の 1 の(3)中「災害にかかった者」を「被災者」に改める。

別表第 2 中 「政令第10条第1号から第4号までに規定する者」を「政令第4条第1号から第4号までに規定する者」に、

「政令第10条第5号から第10号までに規定する者」を「政令第4条第5号から第10号までに規定する者」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号まで及び様式第 5 号中「第26条」を「第 9 条」に改める。

様式第 7 号の(表)中「第24条(第25条)」を「第 7 条(第 8 条)」に改め、同様式の(裏)中「第45条」を「第31条」に、「6箇月」を「6月」に、「5万円」を「30万円」に改める。

様式第 8 号中「第24条」を「第 7 条」に改める。

様式第11号中「第27条の」を「第10条の」に、

災害救助法

- 第27条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。
- 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

を

災害救助法

第6条

- 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

に改める。

様式第12号中「第29条」を「第12条」に改める。

様式第13号中「第30条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(厚生企画課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施するので、富山県介護保険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）第6条の規定により公告する。

平成26年5月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 試験日時 平成26年10月26日（日）午前10時
- 2 試験場所 高岡市二塚 322番5 高岡テクノドーム
富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）
富山市奥田新町8番1号 ボルファートとやま
- 3 指定試験実施機関 社会福祉法人富山県社会福祉協議会
- 4 受験手続

(1) 受験申込書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 平成26年6月17日（火）から同年7月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 配布場所 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ、富山県厚生部高齢福祉課、県内の厚生センター（支所を含む。）、県民総合相談窓口、県内の市町村（介護保険担当課）及び介護保険を運営する一部事務組合等

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

ア 受付期間 平成26年6月30日（月）から同年7月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送（簡易書留）による場合は、締切日までの消印のあ

るものに限る。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所 〒930-0094

富山市安住町5番21号

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ

(3) 受験手数料

7,100円

(4) その他

試験場所については受験票の発送をもって通知することとし、受験者は社会福祉法人富山県社会福祉協議会が指定する試験場所で受験すること。

(5) 問合せ先

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ

(電話 076-432-6560)

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年5月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コーポラティブハウス木の実

3 代表者の氏名

横田 幸美

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市小杉 262番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者、高齢者及びその家族に対して、居宅介護に関する事業や介護に関する相談援助事業を行うほか、要介護者及び地域住民に対して、各種教室等の開催事業を行うことにより、地域福祉の増進と地域住民の交流促進に寄与することを目的とする。